

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 特定個人情報の取得（第4条—第7条）
- 第3章 特定個人情報の利用（第8条・第9条）
- 第4章 特定個人情報の保管（第10条・第11条）
- 第5章 特定個人情報の提供・開示等（第12条・第13条）
- 第6章 特定個人情報の削除・廃棄（第14条）
- 第7章 安全管理措置（第15条—第32条）
  - 第1節 組織・人的安全管理措置
  - 第2節 物理的安全管理措置
  - 第3節 技術的安全管理措置
- 第8章 雑則（第33条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）において、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いに関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する番号
- 三 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報
- 四 個人情報ファイル 番号法第2条第4項に規定する個人情報データベース等であつて法人が保有するもの
- 五 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報ファイル
- 六 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務
- 七 職員 法人の組織内にあつて直接又は間接に法人の命を受けて法人の業務に従事しているすべての者（役員、委員、研究協力者等法人との間に雇用関係のない者を含む。）

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第3条 法人が取り扱う個人番号関係事務の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 源泉徴収票作成事務
- 二 支払調書作成事務
- 三 個人住民税届出事務
- 四 健康保険、共済年金、厚生年金保険届出、申請・請求事務
- 五 国民年金届出事務

- 六 雇用保険届出、申請・請求、証明書作成事務
- 七 労災保険届出、申請・請求事務
- 八 財形形成住宅貯蓄・年金貯蓄届出事務
- 九 その他番号法第19条各号のいずれかに該当し、特定個人情報の提供を受けることができる関連事務

## 第2章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の取得)

第4条 法人は、特定個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集しないものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第5条 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し個人番号の提供を求めないものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第6条 法人は、個人番号関係事務が発生したときに個人番号の提供を求めるものとする。ただし、個人番号関係事務が発生することが明らかなきときは、事前に個人番号の提供を求めることができる。

(本人確認)

第7条 法人は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

2 職員は、個人番号の提供が番号法の定めにより個人番号関係事務に必要なものである限り、法人が行う本人確認の措置に協力しなければならない。

## 第3章 特定個人情報の利用

(利用目的外の利用の制限)

第8条 法人は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合に、あらかじめ通知又は公表する利用目的の範囲で特定個人情報を利用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときには、利用目的の範囲を超えて特定個人情報を取り扱うことができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第9条 法人は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

## 第4章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の保管)

第10条 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保管しないものとする。

(特定個人情報の保管期間)

第11条 法人は、個人番号関係事務を処理するため必要な期間に限り、特定個人情報を保管する。ただし、所管法令等によって一定期間保存が義務付けられている場合は当該期間保管するものとする。

## 第5章 特定個人情報の提供・開示等

(特定個人情報の提供)

第12条 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しないものとする。

(特定個人情報の開示等)

第13条 法人は、本人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人を含む。）から、当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データの開示、内容の訂正及び利用の停止等の申出があったときは、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）及び公立大学法人埼玉県立大学の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和5年規程第148号）の定めによるものとする。

## 第6章 特定個人情報の削除・廃棄

(特定個人情報の削除・廃棄)

第14条 法人は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ所管法令等において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに削除又は廃棄するものとする。

## 第7章 安全管理措置

### 第1節 組織・人的安全管理措置

(組織及び体制)

第15条 法人に特定個人情報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 法人は、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する者（以下「事務取扱担当者」という。）を特定個人情報事務取扱担当者名簿（別記様式）により管理する。

3 法人に特定個人情報を取り扱う事務の責任者（以下「事務取扱責任者」という。）を置き、総務担当部長をもって充てる。

(総括責任者)

第16条 総括責任者は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な教育・指導を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、総括責任者は、次に掲げる事項を掌理する。

- 一 事務取扱責任者からの報告徴収及び助言・指導
- 二 特定個人情報の安全対策
- 三 特定個人情報の漏えい等事故発生時の対応
- 四 その他特定個人情報に関し法人が必要と認める事項

(事務取扱責任者)

第17条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項を掌理する。

- 一 特定個人情報の取扱状況の把握
- 二 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
- 三 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- 四 総括責任者に対する報告
- 五 その他特定個人情報の安全管理に関する事項

(事務取扱担当者)

第18条 事務取扱担当者は、第15条第2項に定める事務の範囲内で特定個人情報の取得、利用、保管、提供、訂正、開示、利用停止及び廃棄の各段階で特定個人情報を取り扱うことができる。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払い、その業務を行わなければならない。

(苦情対応)

第19条 法人に特定個人情報の取扱いに関する苦情対応の責任者を置き、総務担当課長をもって充てる。

(職員の責務)

第20条 職員又は職員であった者は、業務上知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した職員は、その旨を事務取扱責任者又は総括責任者に報告するものとする。

(運用状況の記録)

第21条 法人は、本規程に基づく運用状況を把握するため、次に掲げる事項をシステムログ又は利用実績として記録するものとする。

一 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録

二 書類・媒体等の持出しの記録

三 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録

四 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

五 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（以下「情報システム」という。）の利用状況の記録

(委託先の監督)

第22条 法人は、特定個人情報の取扱いの全部又は一部を法人以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているかあらかじめ確認するとともに、原則として委託契約に委託先が講ずべき措置を明記した上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 委託先が特定個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、法人の許諾を得るものとする。

(取扱状況の確認)

第23条 事務取扱責任者は、特定個人情報の取扱状況について、1年に1回以上確認を行うものとする。

(情報漏えい時の対応等)

第24条 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、直ちに事務取扱責任者又は総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の事案に対し、事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれ把握できた場合には、その原因の究明を行わなければならない。

3 総括責任者は、前項で把握した事実関係による影響の範囲を特定し、影響を受ける可能性のある本人に連絡するとともに、再発防止策の検討・実施及び公表を行うものとする。

4 法人は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに番号法第36条第1項に規定する特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

5 法人は、特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を委員会に報告するものとする。

6 法人は、情報システムへの外部からの不正アクセス、ウイルス感染又は標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、定期的に確認又は訓練等を実施するものとする。

(法令等違反に対する対処)

第25条 法人は、特定個人情報の取扱いに際し、番号法その他関係法令及び本規程等に違反した職員に対しては、法令又は学内規則等に基づき厳正に対処するものとする。

## 第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報を取り扱う区域等)

第26条 総括責任者は、特定個人情報の漏えい等を防止するため、情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定めなければならない。

- 2 管理区域においては、ナンバーキー等による入退室の管理措置を講じるものとする。
- 3 取扱区域においては、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置等に努めるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難防止)

第27条 法人は、特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 機器 盗難防止用のセキュリティワイヤー等による固定
- 二 電子媒体及び書類等 施錠できるキャビネット・書庫等への保管

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第28条 法人は、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等を第26条第1項に規定する管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合には、パスワードの設定、封入及び施錠できる搬送容器の使用等、紛失及び盗難等を防ぐための方策を講じるものとする。

(個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄)

第29条 法人は、個人番号を削除又は廃棄する場合には、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 特定個人情報が記載された書類 焼却、溶解又は復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用
  - 二 特定個人情報が記録された機器又は電子媒体等 データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊
- 2 法人は、個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体若しくは書類等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。
  - 3 法人は、第1項に規定する作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認するものとする。

## 第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第30条 法人は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するため適切なアクセス制御を行うものとする。

- 2 情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等による被害の防止)

第31条 法人は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所へのファイアウォール等の設置
- 二 情報システム及び機器へのセキュリティ対策ソフトウェア等の導入
- 三 定期及び必要に応じ随時のログ等の分析による、不正アクセス等の検知
- 四 不正アクセス等被害時のネットワーク遮断機能等の導入

(情報漏えい等の防止)

第32条 法人は、特定個人情報をインターネット等により外部に送信する場合は、通信経路の暗号化又はパスワードによる保護を行い、情報漏えい等を防止するものとする。

2 法人は、特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する場合は、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿するものとする。

## 第8章 雑則

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、特定個人情報の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

特定個人情報事務取扱担当者名簿

特定個人情報を取り扱う事務の範囲	特定個人情報の範囲	事務取扱担当者